

小樽市遠隔手話サービス利用規約

小樽市遠隔手話サービスは、下記の条件で実施するものとします。

- 1 利用申請
サービスを利用しようとする者は申請書を提出し、事前に登録するものとします。
- 2 サービスの提供日及び提供時間
平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前9時～午後3時30分までとします。（おおむね15分程度）
- 3 サービスの内容
このサービスは、聴覚に障害をお持ちの方とビデオ通話機能を利用して、小樽市の専任手話通訳者が対応します。
- 4 サービスの提供条件
公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と小樽市が判断したものは、利用登録の取消をする場合があります。
- 5 サービスの利用対象者
小樽市内に居住する聴覚障がい者の方
- 6 サービスの利用料
サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要な通信料等は、利用者負担となります。
- 7 サービスに利用するアプリ
Zoomを利用し、利用者自身でそれらが使用できる環境を整えるものとします。
- 8 その他
このサービスは、通信状況によっては通話が途切れたり、通信ができない場合があります。このほかに専任手話通訳者が外勤や市役所での窓口対応により、サービスが使えないこともあります。